

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の概要

1 改正の趣旨

有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応えていくことが求められるものであり、一律の規制には馴染まない面があるが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であり、行政としても、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。そこで、本県では、厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指針」という。）を参考として「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「県指針」という。）を定め、事業者指導を行っている。

今般、令和6年度介護報酬改定を踏まえ標準指針の一部改正が行われたことに伴い、県指針についても所要の改正を行う。

2 改正の観点

- (1) 既存の標準指針への対応
- (2) 改正標準指針への対応
- (3) 改正標準指針別紙様式「重要事項説明書」への対応
- (4) その他

3 主な改正点

- (1) 既存の標準指針への対応
 - ア 地元市町村及び県との十分な事前協議又は事前相談の義務付け（県指針2（6））
 - イ 建築確認後の速やかな設置届出の義務付け（県指針2（7））
 - ウ 入居契約期間の定めがない場合の当初の借家契約の期間を20年以上とする旨の規定の追加（県指針5（3）イ（イ））
 - エ 前払金の内金に係る規定の追加（県指針13（1）イ）
- (2) 改正標準指針への対応
 - ア 戸建て住宅等に係る建物構造の条件付き緩和（県指針7（3））
 - イ 協力医療機関に係る連携内容の強化（県指針9（8））
 - ウ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会担当者の要件の明確化（県指針10（15）オ）
 - エ 身体拘束実施に係る手続の強化（県指針10（16））
- (3) その他
 - ア 併設施設との設備及び動線の原則分離（県指針6（11））
 - イ 職員配置
 - （ア）管理者の勤務に係る要件の追加（県指針8（1）ア・ウ）
 - （イ）直接処遇職員の勤務に係る要件の追加（県指針8（1）エ（イ））
 - ウ 事故報告に係る取扱いの整理（県指針9（13）エ）